

## 公益社団法人徳島県労働者福祉協議会を認定！

徳島県内  
第21号

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第21号として、公益社団法人徳島県労働者福祉協議会を平成25年3月29日付で認定しました。

徳島労働局で認定通知書交付式を行いました



平成25年4月19日の認定通知書交付式において、樋野局長から認定通知書の交付を受ける公益社団法人徳島県労働者福祉協議会の小松会長（左）



次世代認定マーク「くるみん」

### 公益社団法人徳島県労働者福祉協議会の取組の概要

#### 1 行動計画の期間

平成22年2月1日～平成25年2月28日までの3年1か月

#### 2 行動計画の目標

- ① 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする  
男性職員・・・計画期間内に1人以上取得する。女性職員・・・取得率を80%以上とする
- ② 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労度基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する
- ③ 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供により職業訓練の推進に協力する

#### 3 取組結果

- ① 男性職員1名が育児休業を取得（8週間）。取得に当たっては、休業前に引継のための調整会議をしたり、部内で業務の分担体制を整えるなどした。また、日ごろより事務局会議等をおして両立支援制度や制度を利用しやすい職場風土醸成に関する周知を行っているため、男性の育児休業取得に対する職員の理解と協力をスムーズに得られた。女性職員1名は現在育児休業取得中。
- ② 平成25年2月12日開催の第141回事務局会議において、書面にて全職員に対して制度を周知した。
- ③ 平成23年8月22日から8月26日までの5日間、大学生を1名受け入れた。

#### 4 その他の先進的取組

- ① 配偶者の出産休暇制度として、有給で3日間取得可能としている。
- ② 子の看護休暇の対象を、小学校4年までの子を養育する職員としている。制度の導入に当たっては、職員にヒアリングを行いニーズを把握した。また、時間単位での取得を可能としている。
- ③ 年次有給休暇を半日単位で取得可能としている。